

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について(案)

1 制定理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行及び「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正に伴い、所要の改正をするため制定しようとするものである。

2 改正内容

(1) 基準該当自立訓練とみなされる通いサービスの拡大等

①指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が障がい者に対して通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなす旨の規定を追加

②構造改革特区に係る規定の削除

(2) 「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正に伴う規定の改正

基準該当生活介護及び基準該当自立訓練を行うことができる事業者として、新たに指定地域密着型通所介護事業者を規定

3 施行期日

平成28年4月1日